

組合そくほう

全大教ホームページ <http://www.zendaikyo.or.jp/>

信州大学教職員組合 URL <http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/>

信州大学教職員組合事務局
直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)
内線：811-2341
akarenga@kbf.biglobe.ne.jp

通算 871 号 2019 年 6 月 5 日発行

非常勤職員の待遇改善と新年俸制の団体交渉について（続報）

4 月 12 日に非常勤職員の待遇改善と新年俸制について第 1 回目の団体交渉を行いました。そこでは、組合の要求事項と質問事項を法人側に提示し、説明を行いました（組合そくほう第 867 号、第 868 号）。その後、組合は 5 月上旬から中旬にかけて、第 2 回目の団体交渉を打診しましたが、どちらの項目に対しても、まだ回答できないとの理由から、団体交渉は行われませんでした。法人側に再度 6 月上旬に団体交渉を打診したところ、団体交渉ではなく、現状を説明したいとの回答があり、5 月 21 日に組合から中央執行委員 4 名が説明を聞きました。説明の要旨は以下の通りです。

新年俸制について

新年俸制については、6 月 4 日に全学の説明会を予定している。その説明会で、組合からの質問を踏まえて説明を行うので、組合が団体交渉で示した質問に対し文書で回答することは予定していない。その他の機会として、6 月下旬から大学執行部が各部局を回り PLAN the N・E・X・T の説明会を行うが、その中で新年俸制の説明も行う。新年俸制導入に伴う規程の改正は退職金に関わるところのみで、それ以外の新年俸制に関わる規程は現行の年俸制と同じになるため規程の改正はないので、運用で対応できると考えている。業績評価の部分は規程ではなく、要領となるため、該当する会議で承認されることになる。10 月 1 日から新年俸制は実施されるので、規程の改正は 6 月末の経営協議会で決定される。

組合からは、様々な状況に対するモデルケースを作成するように申し入れた。

非常勤職員の待遇改善について

2020 年 4 月 1 日から「同一労働同一賃金」にかかわる法律（パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法）の施行に向けて、法人ではワーキングチーム（WT）を作り、対応を検討することになった。

非常勤職員の待遇改善についてもその WT で検討する。そのため、WT の検討結果が出るまでは、この件についての団体交渉を行ったとしても、回答することはできない。WT の構成メンバーは非常勤職員の割合が多い部局の部課長及び事務長から選ぶ。なお、同一労働同一賃金については 2020 年 4 月 1 日から実施をするが、非常勤職員の賃金改定については同時に実施されるとは限らない。

組合からは、各部局の部課長及び事務長には所属する非常勤職員の意見を募り、反映できるように配慮を願いたいと申し入れた。

即位日に関する非常勤職員の特別休暇措置の申し入れについて

他大学での対応状況等から本学では改めてこれ以上の措置の予定はない。なお、措置には 10 月の休日も含まれている。これ以上の措置の予定がないことから、「団体交渉をしても決裂になる」とのことと、取り付く島もなかった。

団体交渉は第 59 期の中央執行委員会に引き継がれることとなります。引き続き、大学側の動きに注視し、適宜必要な対応を取っていきます。